

品確法理念実現に向けた取組み

国土交通省 大臣官房 技術調査課 建設技術調整室

たけした しょういち
課長補佐 竹下 正一

1. 品確法の改正と運用指針の策定

平成17年に議員立法で国会に提出されて成立した「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（以下、「品確法」という）は、公共工事の品質確保の促進を図ることをその目的とする法律である。

平成26年には、現在及び将来の公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保の促進を図ることを、新たに法律の目的に追加する「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律」が衆議院、参議院ともに全会一致で可決、成立し、同年6月4日に公布、施行された（図－1）。

改正された品確法では、適正な利潤の確保のた

公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）

（平成17年3月31日制定、平成26年6月4日改正）
※議員立法により制定・改正

目的 公共工事の品質確保に関する基本理念、国等の責務、基本方針の策定等その担い手の中長期的な育成及び確保の促進その他の公共工事の品質確保の促進に関する基本的事項を定めることにより、現在及び将来の公共工事の品質確保の促進を図り、もって国民の福祉の向上及び国民経済の健全な発展に寄与（第1条）

1. 公共工事の品質確保に関する基本理念（第3条）

※ 下線部分…H26.6改正部分、赤字部分…H26.6改正のポイント

- 公共工事の品質は、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより確保
- 施工技術の維持向上とそれを有する者の中長期的な育成・確保
- 効率性、安全性、環境への影響等の重要性に鑑み、より適切な技術又は工夫により品質を確保
- 適切な点検・診断・維持・修繕等の維持管理の実施
- 災害対応を含む地域維持の担い手確保へ配慮
- 透明性、公正性の確保、談合等の排除、ダンピング受注の防止
- 下請契約を含む請負契約の適正化と公共工事に従事する者の賃金、安全衛生等の労働環境改善
- 技術者能力の資格による評価等による調査設計（点検・診断を含む）の品質確保等

2. 公共工事の品質確保に関する発注者の責務（第7条）

発注者は、基本理念にのっとり、現在及び将来の公共工事の品質が確保されるよう担い手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ、以下のとおり、発注関係事務を適切に実施する責務を有する

- 担い手の中長期的な育成・確保のための適正な利潤が確保できるよう、市場における労務、資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した予定価格の適正な設定
- 不調、不落の場合等における見積り徴収
- 低入札価格調査基準や最低制限価格の設定
- 計画的な発注、適切な工期設定、適切な設計変更
- 発注者間の連携の推進等

※ 受注者の責務として、適正な額の請負代金での下請契約の締結、技術的能力の向上、技術者・技能者の育成・確保、賃金、安全衛生等の労働環境改善を規定（第8条）

4. 実効性の確保・発注者支援等

- 国と地方公共団体が相互に緊密な連携を図りながら協力（第6条）
- 各発注者は、政府の策定する「基本方針」に従い、必要な措置を講ずるよう努める（第10条） → 平成26年9月に基本方針を改正（閣議決定）
- 発注者は、自ら発注関係事務を適切に実施することが困難な場合、外部の者の能力を活用するよう努める（第21条）
- 国が地方公共団体、事業者等の意見を聴いて発注者共通の運用指針を策定（第22条） → 平成27年1月に運用指針を策定（関係省庁連絡会議中合せ）
- 地方公共団体が講ずる施策に対する国の援助（第23条）

図－1 改正品確法の概要

めの予定価格の設定、低入札価格調査基準等の適切な設定、計画的な発注や適切な工期設定、適切な設計変更などが、発注者の責務として明確化（第7条）されるとともに、発注者を支援するため、「発注関係事務の適切な実施に係る制度の運用に関する指針」（以下、「運用指針」という）を国が定めることが追加され（第22条）、平成27年1月、関係省庁の申合せとして運用指針がとりまとめられた。

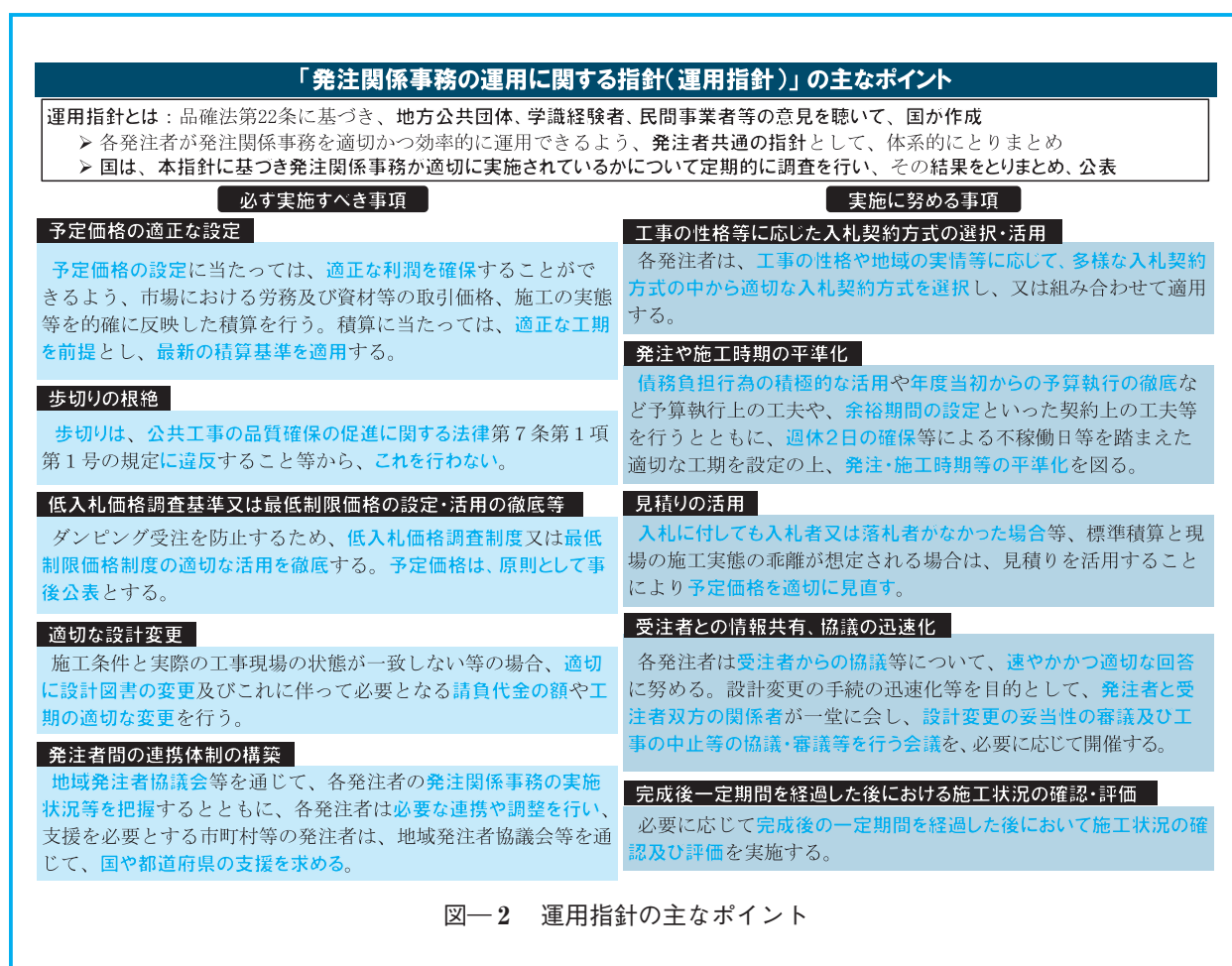
運用指針の内容は多岐にわたるが、各発注者が「必ず実施すべき事項」として、予定価格の適正な設定、歩切りの根拠、低入札価格調査基準または最低制限価格の設定・活用の徹底、適切な設計変更などを明記し、「実施に努める事項」として、工事の性格等に応じた入札契約方式の選択・活用、発注や施工時期の平準化、見積りの活用、受注者との情報共有、協議の迅速化などを明記している（図－2）。

また、「公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議」の事務局の立場である国土交通省として、運用指針の解説資料を作成しており、運用指針等とあわせて国土交通省のホームページに掲載しているので、実務担当者にはぜひご活用いただきたい。

（運用指針等掲載ページ：<http://www.mlit.go.jp/tec/unyoushishin.html>）

2. 運用指針の本格運用

運用指針の策定を踏まえて、国土交通省では、市町村等の発注者に対する支援や連携を図るため、各地方ブロックに組織されている地域発注者協議会のもとに、全ての市町村を構成員に含む都道府県単位の協議会を組織化する働きかけを進め、全ての都道府県に部会が設置された。あわせ



図－2 運用指針の主なポイント

て、国土交通省大臣官房技術審議官から発出した通達を踏まえ、各地方整備局長等から管内全ての都道府県知事及び市町村長に対して、①運用指針及び解説資料の周知、②発注者協議会への協力、③発注者間の一層の連携による発注者共通の課題や各種施策の推進を図る旨の文書が発出されている。

また、運用指針の内容に関する問合せや発注関係事務の運用に関する相談に応じるため、「品確法運用指針に関する相談窓口」を地域発注者協議会の事務局である地方整備局企画部等に加えて、国土交通省の出先事務所にも設置している。

(相談窓口の連絡先：<http://www.mlit.go.jp/tec/unyoushishinsoudan.html>)

この相談窓口に寄せられた問合せや相談に対しては、運用指針の内容についての解説を行うとともに、発注関係事務の運用に関する取組事例や参考情報を提供するなど、丁寧な対応を行っており、現在（平成28年6月時点）までに延べ162機関から306件の相談が寄せられている。また、窓口寄せられた内容について、地域発注者協議会等を通じて発注者間で共有するとともに、発注者間での連携による各種施策の推進、市町村等の発注者に対する必要な支援のための有効な情報として活用している。

3. 公共工事の入札契約方式の適用に関するガイドライン

改正された品確法では、新たに第14条において、「発注者は、入札及び契約の方法の決定に当たって、その発注に係る公共工事の性格、地域の実情等に応じ、この節に定める方式その他の多様な方法の中から適切な方法を選択し、又はこれらの組合せによることができる」と明記された。

昨年5月、改正品確法の基本理念の実現に資するため、発注者による適切な入札契約方式の選択が可能となるよう、多様な入札契約方式を体系的に整理し、その導入・活用を図ることを目的として、「公共工事の入札契約方式の適用に関するガ

イドライン」（以下、「入札契約方式適用ガイドライン」という）を作成した。

入札契約方式適用ガイドラインは、本編と事例編の構成としている。本編では、懇談会における議論等を踏まえた入札契約方式の選定の基本的な考え方、各方式の概要及びその選択の考え方について詳説し、事例編では、入札契約方式ごとの事例と適用の背景、適用に得られた効果を整理するとともに、多様な入札契約方式の活用事例を紹介している。

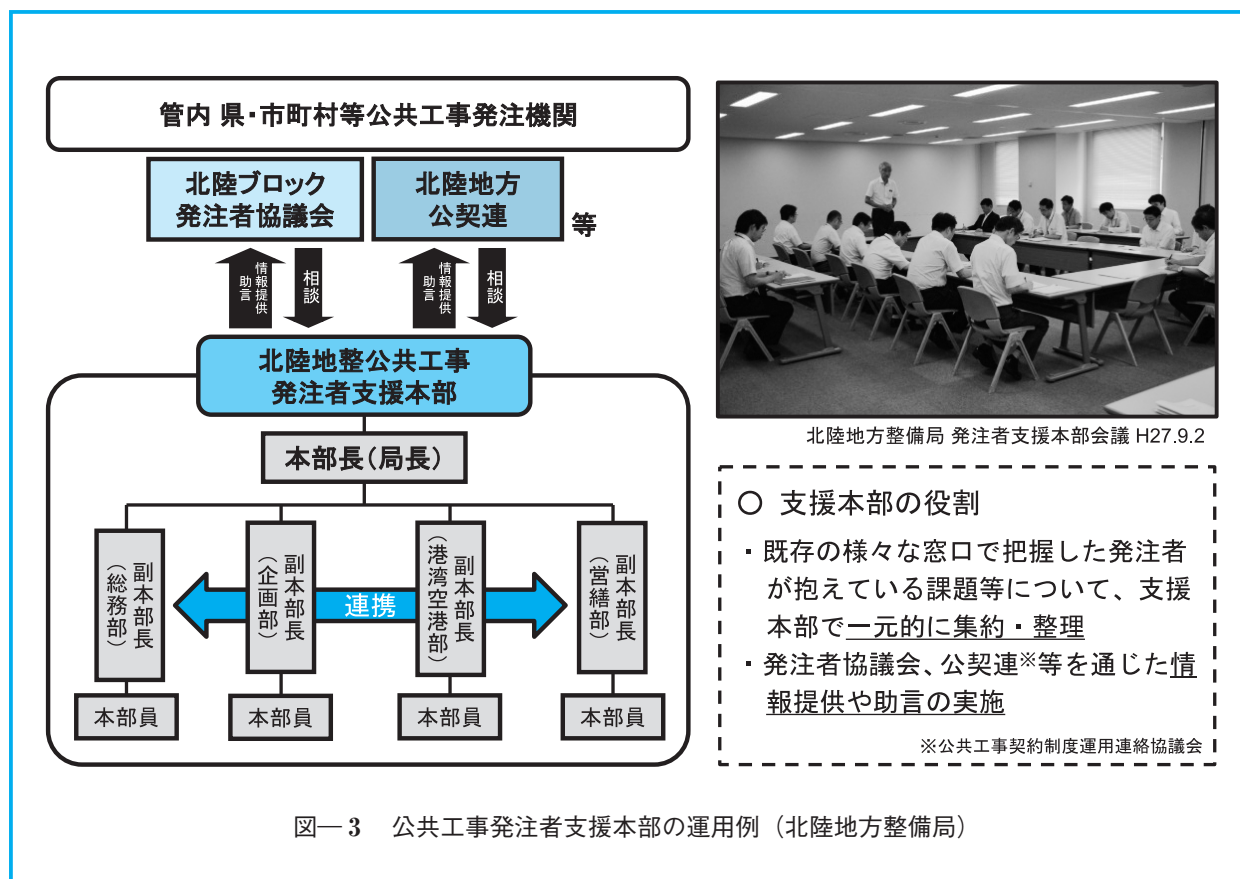
入札契約方式適用ガイドラインは、地域発注者協議会等を通じて地方公共団体等の発注機関に対して周知するほか、国土交通省のホームページ（<http://www.mlit.go.jp/tec/nyuusatsukeiyakugaido.html>）にも掲載しているので、実務担当者はぜひ参考にしていただきたい。

4. 発注者間の連携強化

品確法の理念が現場で実現されるためには、その基本理念がしっかりと現場に根付くことが重要であり、国はもとより、都道府県や市町村を含む全ての公共工事の発注者が運用指針に則って発注関係事務を行い、適切に発注者としての責任を果たしていくことが必要である。

品確法第23条において、“国は、地方公共団体が行う担い手の中長期的な育成及び確保の促進その他の公共工事の品質確保の促進に関する施策に関し、必要な助言その他の援助を行うよう努める”こととされており、国土交通省には、地方公共団体に対して積極的な連携や支援が求められている。

そこで、国土交通省では、平成27年9月に、全ての地方整備局・北海道開発局において、局長を本部長とした公共工事発注者支援本部を設置（図一3）し、各発注者の発注関係事務に係る①相談の受付、②必要な情報提供及び助言、③必要な支援を行う体制を構築するなど、発注者への連携・支援を行う体制を充実させている。



また、全ての市町村など管内の公共工事の発注者で構成されている各地の地域発注者協議会では、体制強化や情報共有・公表の充実など、発注関係事務の適切な運用に向けた取組みがなされている。例えば、品確法の改正を受け、多くの地域発注者協議会で協議会の役割を見直し、その役割を「連絡調整」から「推進・強化」に変更し、実効性の高いものへと強化するとともに、全ての地域発注者協議会で、発注関係事務の実施状況の把握や発注関係事務に関する目標の設定を行っている。

この他、発注見通しの情報の統合・公表についても地域発注者協議会で取り組んでいる。例えば、東北地方発注者協議会では、平成25年11月1日より国、県、市町村等の発注見通しの公表内容をまとめて掲載する「発注見通しとりまとめ版」の運用を開始している（図一 4）。運用当初、東北地方整備局管内の40団体の参加であったが、現在では240機関まで増え、参加率は90%となっている。この取組みは、業界から、技術者の配置計

画、労務資材の手配に際し大変役立っているとの評価がある。また、発注者としても、全体の見通しを共有することにより、計画的な発注、不調不落の回避、平準化の推進に寄与するものと考えている。

また、近畿ブロック発注者協議会では、発注から監督検査に至る各段階の各種基準類の標準化に向けて積極的な取組みを行っている。具体的には、基準類の適用状況等について市町村等にアンケート調査を行い、実態やニーズを把握し、効率的な発注関係事務の実施に向けた連携を促進している。

発注見通しの統合・公表や基準類の標準化等、効果的な取組みについては、各地域発注者協議会で実施がなされるよう促進していく予定である。

【各地区のページ】

※〇〇地区の発注見通し

〇〇地区とは、〇〇市、〇〇町、〇〇村を含む地区です。

※ 平成28年〇月×日以降に公告(指名)する見込みの工事を記載しています。

※ 予定価格が250万円以上の土木、建築の工事を記載しています。

※ フレストレスト・コンクリート工事、鋼橋上部工事については、東北地方整備局発注工事のみ記載しています。

※ 下記の発注機関の発注見通しについては掲載されていません。また他に掲載のない発注機関は工事発注予定がありません。

発注機関名：〇〇町、〇〇村

※ ここに記載する内容は、平成28年〇月×日現在の見通しであるため、実際に発注する工事がこの記載と異なる場合、又はここに記載されていない工事が

発注される場合があります。

また、主要建設資材需要見込み量は、公表時点の概算の見込み数量であり、公表後変更することがあります。

※ 公表している内容等のお問い合わせについては、各発注機関へお願いします。

□各発注機関の見通し公表ページはこちら(詳細については、こちらをご覧ください。)

東北地方整備局 東北農政局 東北防衛局 仙台高等裁判所	東北財務局 仙台国税局 東北運輸局	東北森林管理局 東北地方環境事務所 東日本高速道路(株)東北支社	〇〇市 〇〇町 〇〇村
--------------------------------------	-------------------------	--	-------------------

■土木

青字：追加・修正した項目

黒字：手続きを開始した工事(発注予定がなくなった工事を含む)

発注機関名	担当事務所名	工事名称	工事場所(自)	工事場所(至)	入札契約方式	工事種別	入札予定時期	工期	概要	概算工事規模	備考
国土交通省東北地方整備局	〇〇事務所	国道〇〇号 〇〇橋下部工工事	〇〇県〇〇市	〇〇県〇〇市	一般競争入札	一般土木工事	平成25年〇月	約〇ヶ月	橋台工 1基 橋脚工 1基 (主要建設資材需要見込み量) (1)生コンクリート 約3,000m ³	300から580百万円 現時点では、C等級の参加を可能とする予定です。	
〇〇県	〇〇事務所	一般県道〇〇線 〇〇道路改良工事	〇〇県〇〇市	〇〇県〇〇市	一般競争入札	一般土木工事	平成25年〇月	約〇ヶ月	道路土工 V=3,000m ³ 盛土工 V=2,500m ³	100から150百万円	
〇〇県	〇〇事務所	一般県道〇〇線 〇〇橋補修工事	〇〇県〇〇市	〇〇県〇〇市	指名競争入札	一般土木工事	平成25年〇月	約〇ヶ月	橋梁補修 一式	20から50百万円	
〇〇市	〇〇課	〇〇地区津波避難施設造成工事	〇〇県〇〇市	〇〇県〇〇市	指名競争入札	土木工事	平成25年〇月	〇日	造成工事 1式		

■建築

発注機関名	担当事務所名	工事名称	工事場所(自)	工事場所(至)	入札契約方式	工事種別	入札予定時期	工期	概要	概算工事規模	備考
国土交通省東北地方整備局	〇〇事務所	〇〇新築工事	〇〇県〇〇市	〇〇県〇〇市	一般競争入札	建築工事	平成25年〇月	約〇ヶ月	建築、電気設備、機械設備工事 一式	30から60百万円	
〇〇市	〇〇課	災害公営住宅建設工事(〇〇地区)	〇〇県〇〇市	〇〇県〇〇市	指名競争入札	建築工事	平成25年〇月	〇日	戸建住宅6戸の建設		

図ー4 東北地方発注者協議会「発注見通しとりまとめ版」イメージ

5. ベストプラクティスとボトムアップ

公共工事の発注関係事務について、受注者からは、品確法の改正により一定の改善が見られるものの、依然として課題があるとの指摘がある。そこで、“ベストプラクティス”等の共有による関心の高い発注者の更なるレベルアップと、発注者が目安とできる指標の設定による全ての発注者の“ボトムアップ”の2つの方策により、適切な発注関係事務に向けた連携・支援に取り組んでいる。

ベストプラクティスについては、本年2月に各地方公共団体から情報提供いただいた取り組みをはじめ、収集した情報を取組項目ごとに整理し、自治体の規模にも考慮したうえで先進的な取り組みを中心に、地域発注者協議会を通じて、情報共有を図っていくこととしている。

また、ボトムアップについては、全国的に一層

の発注関係事務の改善に取り組むため、本年8月、全国の地域発注者協議会に対し、自らの発注関係事務について客観的な状況を把握できる統一的な指標の設定を提案し、指標案の意見照会を行っている。具体的には、運用指針に示されている実施項目のうち、受発注者双方の視点、有識者による委員会での議論から、①適正な予定価格の設定、②適切な設計変更、③施工時期等の平準化を重点項目とし、これら3つの項目について計5つの指標案を提示している。なお、指標の設定やこれによる実態の把握は、発注者が主体的に取り組むべきものであることから、発注者で構成する各ブロックの地域発注者協議会において議論し、決定することを念頭に置いている。

今後も、これらの取り組みをはじめとして、発注者共通の課題への対応や各種施策の推進のために積極的な連携・調整を行い、国と地方が一体となって、将来にわたる公共工事の品質確保の促進に取り組んでいく所存である。